

第8章 動物愛護管理センターの位置づけ及び役割

1 動物愛護管理センターの位置づけ

動物愛護管理センターを「市民啓発」、「市民への情報提供」、「動物関係団体との共働」、「収容動物の返還・譲渡」、「動物の適正飼育・適正管理」及び「危機管理」を行う拠点と位置づけ、第3次計画の具体的施策を推進していきます。

(1) 市民啓発の拠点

- ① 動物愛護と適正飼育に関する市民啓発
- ② しつけ方講習会や啓発イベントの実施
- ③ 各種広報媒体を利用した情報の発信

(2) 市民に開かれた市民が訪れ情報を得る拠点

- ① 動物の取扱いに関する正しい情報の提供
- ② 収容・譲渡動物に関する情報の提供
- ③ 市民の動物に関する悩みや相談の対応

(3) 動物関係団体等と連携共働して活動する拠点

- ① 動物関係団体等の育成と活動の場の提供
- ② 市と動物関係団体等の各主体間の情報の共有と共働の実践

(4) 収容された動物を生かすための拠点

- ① 飼い主への返還の推進
- ② 新しい飼い主への譲渡の推進
- ③ 収容動物の適切な飼育管理

(5) 動物の適正飼育や管理に関する取組みの拠点

- ① 飼い主への動物の適正飼育に関する指導
- ② 動物取扱業者への動物の適正管理に関する指導
- ③ 動物による人の生命、身体や財産に対する侵害の防止
- ④ 飼い主のいない動物による周辺環境悪化の防止

(6) 危機管理の拠点

- ① 狂犬病発生予防・発生時のまん延の防止
- ② 災害発生時の被災動物対策の実施

2 2つの動物愛護管理センターの役割

2か所の動物愛護管理センターが役割を分担し、それぞれの立地や特徴を生かした取組みを行います。

【東部動物愛護管理センター】

愛称:あにまるぽーと

犬の狂犬病予防や飼い主に対する適正飼育の指導に加え、動物取扱業や特定動物の監視指導、災害時等の危機管理など動物管理業務の中心的役割を担います。また、動物(あにまる)が収容されても飼い主や新しい飼い主のところへ旅立つ港(ぽーと)となる、「あにまるぽーと」の愛称のとおり、収容される犬猫の返還や動物関係団体やボランティアとの共働のもと譲渡を進めるなど、「命をつなぐためのセンター」としての役割を担います。



東部動物愛護管理センター

【家庭動物啓発センター】

愛称:ふくおかどうぶつ相談室

市民への動物の愛護や適正飼育に関する啓発や動物関係団体等との共働を推進する拠点として、動物関係団体やボランティアが連携を深める環境づくりのほか、動物に関する各種相談対応や飼い主のいない猫問題対策に加え、猫の譲渡を行い、利便性を生かした「市民に開かれ市民が訪れる施設」としての役割を担います。



家庭動物啓発センター